

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	園芸畜産課	整理番号	16-2
処分の種類	法定義務履行のための措置命令			
根拠法令条例等・条項	養鶏振興法(昭和35年法律第49号)第14条			
処分の概要	登録ふ化業者が、養鶏振興法に規定する義務を履行していないと認められる場合、当該登録ふ化場に対し、必要な措置をとるべき旨を命令する。			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	未設定(法令等の規定において言い尽くされているため) 【参考】養鶏振興法第13条 1 種卵の購入及びふ化状況、ふ化したひなの販売状況並びに鶏の伝染性疾患の予防措置に関する事項の報告を怠ったとき。 2 鶏の伝染性疾患の発生の予防又はまん延の予防のため、種卵の購買、ふ化場の施設の消毒、ふ化したひなの販売等について十分な留意をしていないと認められるとき。			
基準の制定根拠	—			